

大和市告示第 2 4 号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部
を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成 2 7 年大和市告示第 2 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「住民基本台帳法」の次に「（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）」を加える。

第 3 条に次の 5 号を加える。

(23) DCMダイキ株式会社

(24) マックスバリュ東北株式会社

(25) 株式会社フジ

(26) マックスバリュ九州株式会社

(27) 株式会社島忠

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。